	豚の筋肉	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.2ppm
	豚の肝臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm
	牛の腎臓	0.2ppm
	豚の腎臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
	牛の食用部分	0.2ppm
	豚の食用部分	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
	乳	0.1ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	その他の家きんの筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	0.02ppm
	その他の家きんの脂肪	0.02ppm
	鶏の肝臓	0.1ppm
	その他の家きんの肝臓	0.1ppm
	鶏の腎臓	0.1ppm
	その他の家きんの腎臓	0.1ppm
	鶏の食用部分	0.1ppm
	その他の家きんの食用部分	0.1ppm
	鶏の卵	0.02ppm
	その他の家きんの卵	0.02ppm
	小麦粉（全粒粉を除く。）	0.02ppm
	小麦ふすま	0.2ppm
	とうがらし（乾燥させたもの）	7 ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のオキサジクロメホンの項を次のように改める。

オキサジクロメホン	米	0.05ppm
	魚介類	0.03ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のジクロシメットの項を次のように改める。

ジクロシメット	米	0.5ppm
	魚介類	0.03ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のセトキシジムの項の次に次のように加える。

セフォペラゾン	乳	0.05ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のノバルロンの項中「キャベツ　1 ppm」を「キャベツ　1 ppm／その他のきく科野菜　1 ppm」に、「なす　0.5ppm」を「なす／その他のなす科野菜　0.5ppm／0.7ppm」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のフェノキサニルの項を次のように改める。

フェノキサニル	米	1 ppm
	魚介類	0.2ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のフェノカルブの項の次に次のように加える。

フェリムゾン	米	1 ppm
	魚介類	0.5ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のプレチラクロールの項を次のように改める。

プレチラクロール	米	0.03ppm
	魚介類	0.3ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のペンシクロンの項を次のように改める。

ペンシクロン	米	0.3ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	やまいも	0.2ppm
	てんさい	0.5ppm
	その他の野菜	0.7ppm
	魚介類	0.8ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のイミダクロプリドの項、オキサジクロメホンの項、セフォペラゾンの項、デストマイシンAの項、テルデカマイシンの項、パロモマイシンの項、フェリムゾンの項、ペンシクロンの項及びリフアキシミンの項を削る。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項9の目のイミダクロプリドの項を削る。